

北部九州圏総合都市交通体系調査 情報管理計画書

初 版 平成29年8月30日

福岡県 建築都市部 都市計画課

国土交通省九州地方整備局・佐賀県・北九州市・福岡市

北部九州圏都市交通計画協議会

目 次

1. 目的	2
2. 調査の根拠	2
3. 個人情報取得の流れ	2
4. 情報管理の基本方針	3
5. 適用範囲及び用語の定義	3
6. 管理体制	4
6-1 管理体制	4
6-2 緊急時対応	10
7. セキュリティ対策	13
7-1 個人情報に関するデータ等の流れ	13
7-2 場所別のセキュリティ対策	14
7-3 データ・記録類別のセキュリティ対策	17
7-4 データ・記録類の最終処理	25
8. 個人情報保護の関連法令	26
9. 調査実施及び調査員活動への信頼性向上方策	29

1. 目的

平成29年度において「北部九州圏総合都市交通体系調査(交通実態調査)」(以下、「北部九州圏パーソントリップ調査」という)を実施するにあたり、調査対象者抽出をはじめとした調査の準備、調査の実施及び集計の過程の中で大量の個人情報を扱うことから、福岡県個人情報保護条例第4条、第8条等の規定に基づき、発注者及び受託者は個人情報の安全確保の措置を講じる必要がある。

このため、調査対象者抽出から個人情報に係わる調査物品の最終処理までを対象とした個人情報の保護を目的に交通実態調査時で活用を図る情報管理計画書と、平成30年度以降(調査終了後も含む)における、最終的に整理されたマスターファイルをはじめとする調査成果などのデータ保管・管理で活用を図る情報管理計画書となるよう策定する。

情報管理計画書は、北部九州圏パーソントリップ調査(郵送調査)における個人情報保護に関する指針を定め、調査で扱う個人情報を紛失、漏洩、破壊、改ざん、不正アクセス等から保護するもので、調査対象者の個人情報の安全を確保することを目的とする。また、個人情報の保護を実施する上での基本方針や管理体制、実態調査で利用・収集する調査データのセキュリティ対策、調査実施本部の環境、管理方法・運用方法、調査票の個人情報を有する調査物品の最終処分方法を明確にし、これを運用する。

2. 調査の根拠

北部九州圏は、「街路交通調査実施方針について」(平成2年6月20日建設省都調発第9号通達)に定められる「街路交通情勢調査」の中で、地方中枢都市圏として位置づけられており、「都市交通体系のマスタープランの見直し時期(概ね10年のサイクルとする)にあわせて総合都市交通体系調査を実施するものとする」とされている。

3. 個人情報取得の流れ

本調査の実施にあたり、調査対象者を無作為抽出する必要があるが、県条例においては調査を目的として県が住基ネットを使用して調査対象者を抽出することを条例化していない。このため、県は市町村に対して住民基本台帳からの調査対象者の抽出を依頼する。

各市町村における抽出方法及びデータ提供の方法に関しては、個人情報保護条例の違い、情報管理システムの違い等から、以下の各方法に分類される。

- ① 住民基本台帳を閲覧し、転記することによる抽出
- ② 住基ネットの電算システム等を利用した抽出(電子データ提供)
- ③ 住基ネットの電算システム等を利用した抽出(紙データ提供)
- ④ 住基ネットの電算システム等を利用した抽出(ラベル印字提供)

このため、各方法に応じて抽出された個人情報の管理手法を情報管理計画書にて定めるものとする。

なお、抽出の方法にかかわらず、データは、提供者（役所・役場など）より受け取りを行うものとする。

4. 情報管理の基本方針

個人の日常行動を調査する北部九州圏パーソントリップ調査を実施するにあたり、情報管理はとくに重要な課題であるため、以下の情報管理の基本方針に基づき情報管理を図る。

(1) セキュリティの徹底

個人データの紛失、漏洩、破壊、改ざん、不正アクセス等のリスクを最小化し、問題発生時に速やかに対応できる環境を構築する。

(2) 個人情報保護のための管理環境の構築及び調査への信頼性の確保

個人情報保護を図るための管理体制、調査の受託者社内及び調査実施本部の管理環境を構築し維持する。また、調査実施及び調査員活動に対する調査対象者の信頼性を確保するための各種方策を推進する。

(3) 個人情報保護を図る運用の実施

調査員等、調査関係者全員の教育指導を行い、個人情報保護に対する意識を高め、適切なセキュリティ対策により個人情報の保護を図る。

5. 適用範囲及び用語の定義

情報管理計画書は、北部九州圏パーソントリップ調査を対象とし、以下の対象者及び調査範囲に適用する。

(1) 適用対象者

① 調査実施本部管理スタッフ

調査実施本部長・情報管理責任者・実態調査情報管理推進者
・電子データ情報管理推進者

② 監査員

③ 受託者社内管理者

④ 監督員

⑤ 調査実施本部作業員

(調査票整理、検査、エディティング、コーディング等作業員)

(2) 情報管理計画書の適用範囲

情報管理計画書は交通実態調査で扱う資料及び情報を対象とし、調査対象者の抽出(市町村からの調査対象者データ入手)から個人情報に係わる調査物品の最終処理までの作業を対象とする適用期間とする。

(3) 用語の定義

情報管理計画書において、次に挙げる用語の定義を以下のように定める。

用語	内容
個人情報	↓ 個人に関する情報で、氏名、生年月日、その他個人別に有する情報(職業、住所、勤務先住所等の個人属性)により個人を識別できるもの、個人の移動記録等個人のプライバシーに係わるものを対象とする。 ↓ 本調査では以下を個人情報と定める。(紙・電子媒体のいずれも含む。) ① 調査対象者名簿 ② 調査票(回答調査票) ③ 上記①、②の電子データ ④ 調査対象者名入り宛名ラベル
安全対策	↓ 個人情報及び調査データ等を紛失、漏洩、破壊、改ざん、不正アクセスその他の犯罪、災害から防護する対策。
データ等	↓ 個人や個別施設を特定できる調査物品、調査票及びこれらに付随する記録。

(4) 改訂

情報管理計画書の改訂及び疑義の処置は、発注者及び受託者協議の上、北部九州圏都市交通計画協議会に設置するデータ管理委員会に諮り実施する。

6. 管理体制

北部九州圏パーソントリップ調査における、個人情報及びデータ等の安全対策、情報保護を円滑確実に行うため、下記の体制と責務を定める。

6-1 管理体制

北部九州圏パーソントリップ調査における情報管理体制は次項のとおりとする。

【データ管理委員会】

データ管理委員会(会長:福岡県都市計画課長)は、北部九州圏総合都市交通体系調査を実施するにあたり、個人情報の保護に関する規定(本情報管理計画書)を定める。また、問題が発生した場合はデータ管理委員会会長の指示により速やかに招集され、情報収集を行い、事後の対応及び再発防止について協議する。

【福岡県都市計画課】

福岡県都市計画課は本調査を発注するにあたり、調査対象市町村から調査対象者及び民生委員等の個人情報を受領し受託者に移管する。この際に、福岡県個人情報保護条例等の規定に基づき、委託に伴う安全確保の措置を講じることを受託者に対し義務づける。また、問題が発生した場合はデータ管理委員会を招集し、情報収集を行い、事後の対応及び再発防止について協議し、調査実施本部長に指示を行う。

【受託者】

株式会社福山コンサルタント 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号 代表取締役社長 福 島 宏 治
--

受託者は福岡県個人情報保護条例等の規定及び契約図書に基づき、個人情報の安全確保の措置を講じることが義務付けられる。また、以下に示す管理体制を整備し、個人情報の安全対策に最善を尽くす。問題が発生した場合は速やかに発注者である福岡県都市計画課に報告し、その指示に従う。

<受託業務の内容>

- (1) 実態調査の企画・準備
 - ①名簿整理 ②調査物件の準備 ③広報・説明会
- (2) 実態調査の実施
- (3) 報告書作成

<受託者における個人情報等の管理体制>

- (1) 調査実施本部長
 - ① 情報管理計画に基づく実施方針の設定
 - ② 調査実施本部の総括
 - ③ 情報管理計画責任者（福岡実施本部）の任命
 - ④ 監査員の任命
- (2) 情報管理責任者
 - ① 情報管理計画の推進
 - ② 調査対象者名簿等（電子データ）の消去の実施
 - ③ 情報管理計画遵守のために必要な項目の実施
 - ・ 安全対策の実施
 - ・ 個人情報保護教育の計画
 - ④ 調査実施本部内の情報保護環境や規則の整備、改善に関する調整と指示
 - ⑤ 調査実施本部長への監査報告書の報告義務
 - ⑥ データの紛失、盗難、その他犯罪及び異常発生時（緊急事態）の適切な処置

(調査実施本部長及び福岡県都市計画課に急報しその指揮を受ける、臨機の措置をとる等)

(3) 実態調査情報管理推進者

- ① 調査対象者名簿、回収調査票の保全管理の実施
- ② 調査実施本部内の盗難、施錠状況、火元管理、その他事故防止及び調査票の整理・整頓の実施
- ③ 調査員、調査実施本部作業員及び監督員への個人情報保護、データ等保護に関する教育・指導の実施

(4) 電子データ情報管理推進者

- ① 調査実施本部内のパソコンの管理とサポート
- ② 電子データ化された調査データの保全管理の実施 (パスワード管理等)
- ③ 電子データの盗難、漏洩、消去、その他事故防止の実施

(5) 監督員

- ① 調査実施本部内における調査対象者名簿の管理
- ② 調査実施本部内における回収調査票の管理
- ③ 調査員に対する個人情報保護、データ等保護に関する教育・指導の実施

(6) 調査員

- ① 調査実施本部内での名簿整理、エディティング、コーディング等の実施、訪問配布回収活動を実施 (協力が得られる自治体での民生委員による配布活動)、北部九州圏域外利用者の補完調査に伴う直接配布の実施
- ② 監督員の教育・指導のもと、個人情報保護、データ等保護に関する教育訓練の実施と実践 (個人情報の安全確保)

(7) 監査員

- ① 監査実施計画の作成
- ② 監査の実施
- ③ 監査結果により安全対策に係わる整備、規則、組織の問題点を検討し速やかに調査実施本部長に改善を提案
- ④ 監査報告書を作成し情報管理責任者を通して、調査実施本部長に報告

(8) 社内管理者

- ① 受託者社内パソコンの管理とサポート
- ② 電子データのバックアップ用外部媒体の管理
- ③ 電子データの盗難、漏洩、消去、その他事故防止の実施

(参考) 委託契約書に添付する個人情報保護取扱特記事項について

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所等の特定)

第5 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

(持出しの禁止)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(利用及び提供の制限)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

第11 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第12 受託者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第13 委託者は、受託者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。

(指示及び報告)

第14 委託者は、受託者がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第15 受託者は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、委託者に報告しなければならない。

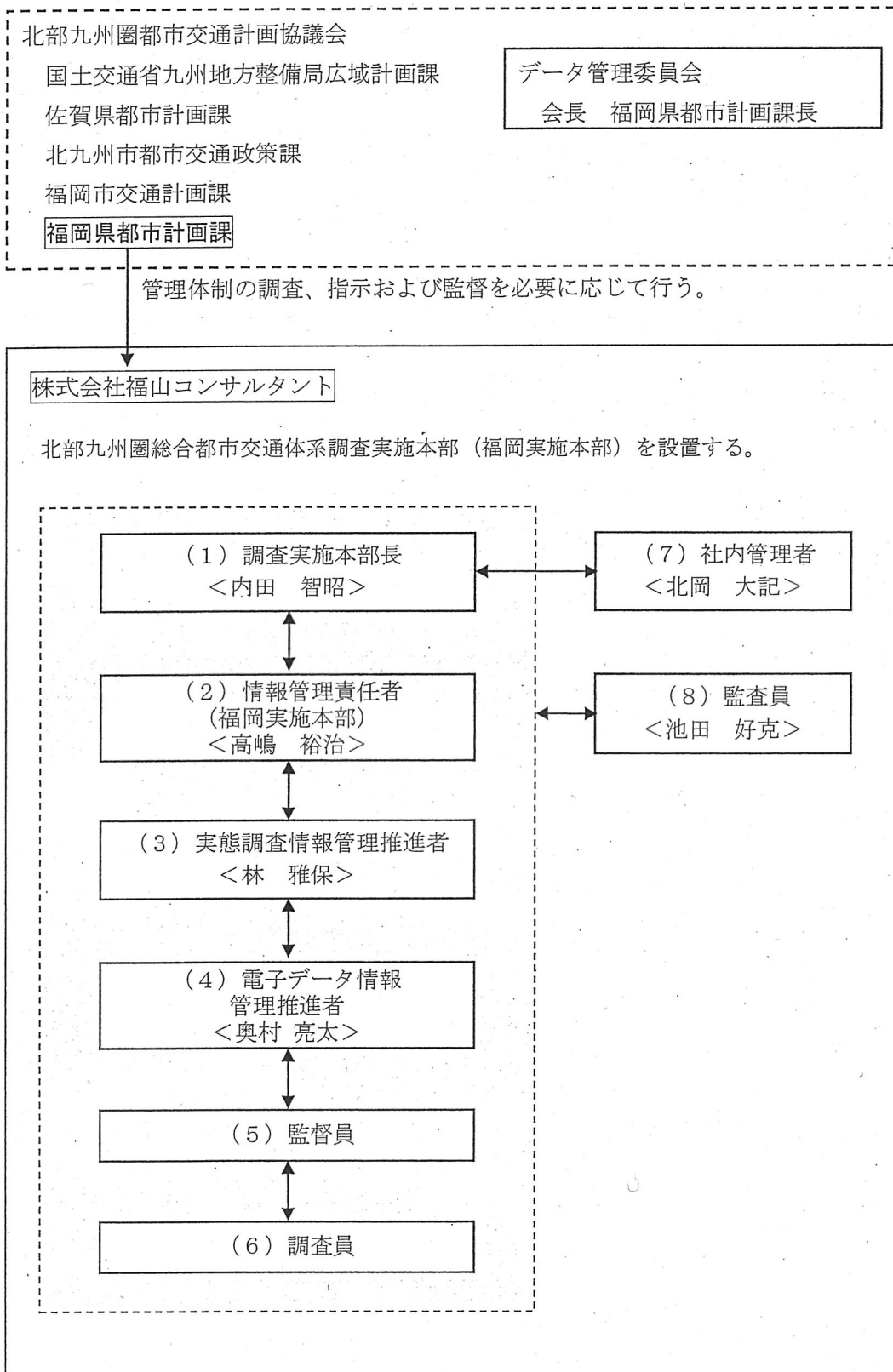
(運搬)

第16 受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

<個人情報管理体制図>



6-2 緊急時の対応

(1) 緊急事態

以下の事態を緊急事態とする。

- ① 個人情報の保護が損なわれる事態が発生した場合。
- ② 災害・事故等が予想あるいは発生し、緊急に調査スケジュールの変更及びその判断を要する場合。

(2) 緊急連絡体制

緊急事態に備え、図に示す連絡体制を構築する。

(3) 緊急事態の対応

① 個人情報の保護が損なわれる事態が発生した場合

個人情報の保護が損なわれる事態としては、調査員が住民基本台帳データ抽出後に「調査対象者名簿」を紛失し個人情報が流出し悪用されるケースや、調査実施本部が盗難に遭い個人情報が流出するケースが想定される。

<対応等>

- ・ 問題が発生した場合、調査員、監督員、電子データ情報管理推進者、実態調査情報管理推進者及び情報管理責任者等は、速やかに調査実施本部長ならびに福岡県都市計画課に報告し、問題に関する調査を実施し、福岡県都市計画課及び関係市町村と協議の上、被害者に対する連絡や謝罪等をはじめとする対応を講じる。
- ・ 調査実施本部長は問題に関する調査を実施するとともに、責任の所在を明確にし、責任者に対しては厳重に注意するとともに必要に応じ「始末書」の提出を求めたり、「解雇」することとする。
- ・ 福岡県は、責任者に対して、問題の程度に応じ刑事処罰（又は民事処分）を求めるものとする。
- ・ 調査実施本部長は、再発防止のための改善計画書を作成し、福岡県都市計画課に提出するものとする。
- ・ 前記以外の問題等が発生した場合には、福岡県及び関係市町村と協議し対応を講じるものとする。

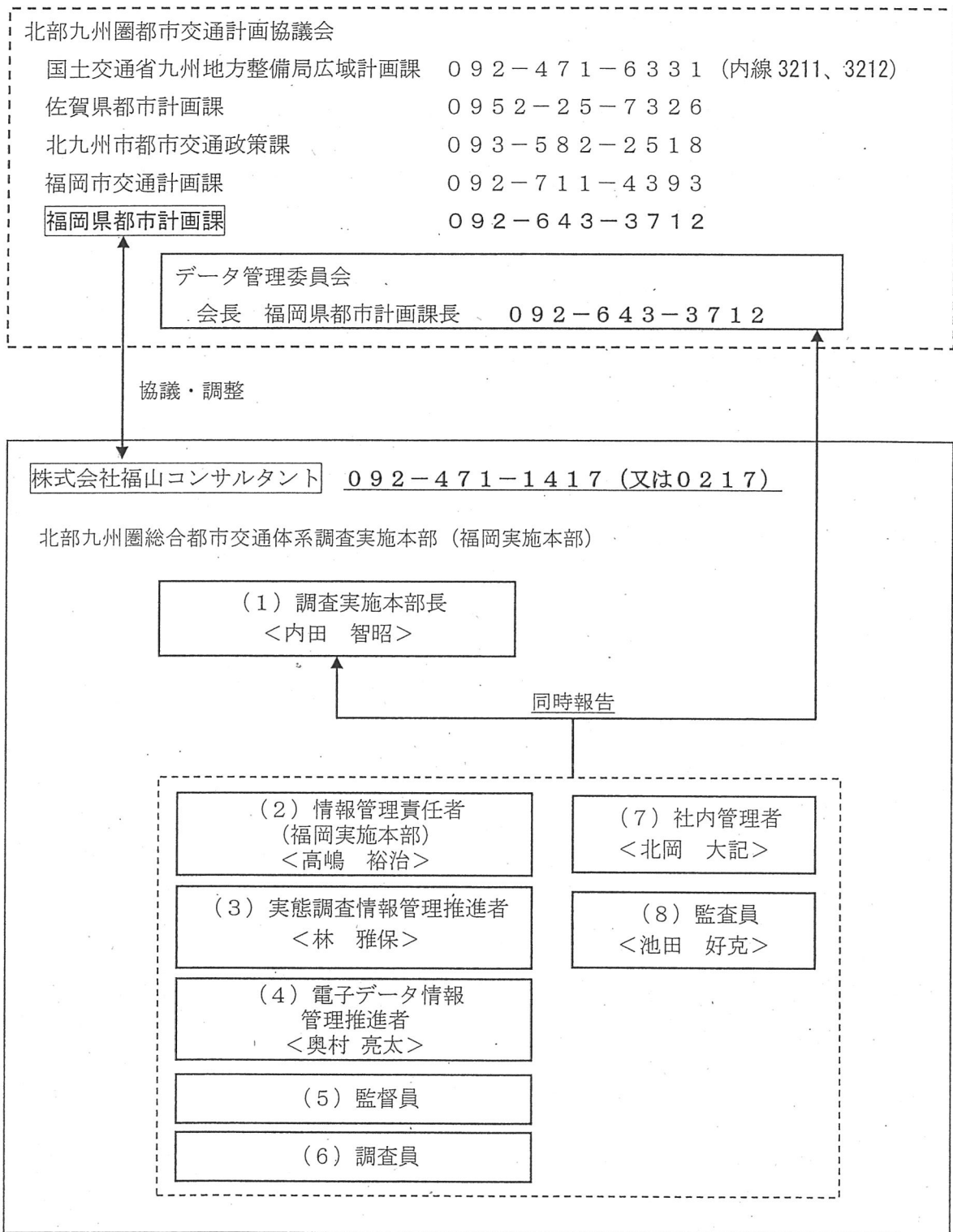
- ② 災害・事故等が予想あるいは発生し、緊急に調査スケジュールの変更及びその判断を要する場合。

風水害等の災害の予想あるいは発生、交通網が分断されるような大規模事故等の発生により、調査自体や調査員の活動に支障を来し、調査スケジュールの変更を必要とするケースが想定される。

<対応等>

- ・ 緊急事態の発生または予想される場合、情報管理責任者は速やかに調査実施本部長に報告する。
- ・ 調査実施本部長は福岡県都市計画課と対応方策を協議し、情報管理責任者に対応方策の実施を指示する。
- ・ 情報管理責任者は、実態調査情報管理推進者、電子データ情報管理推進者に対応方策の実施を指示する。
- ・ 福岡県都市計画課は、連絡が必要とされる関係市町等関係機関に、緊急事態の発生または予想の連絡とその対応方策を報告する。
- ・ 情報管理責任者は、対応方策の実施結果を取りまとめ、調査実施本部長及び福岡県都市計画課に報告する。

<緊急連絡体制図>

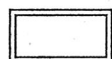
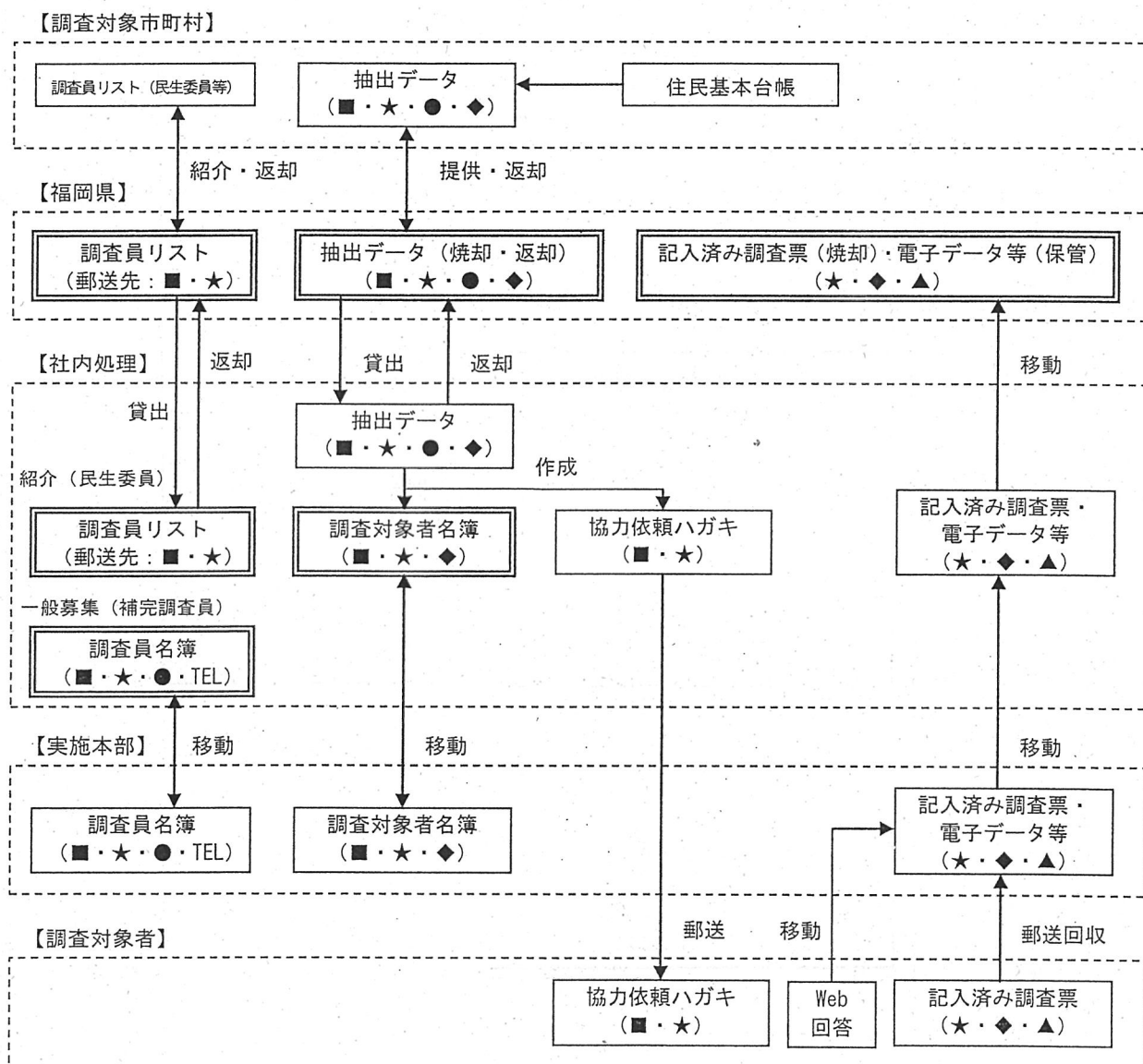


7. セキュリティ対策

北部九州圏パーソントリップ調査における個人情報等のセキュリティ対策として以下の取り扱いを行うものとする。

7-1 個人情報に関するデータ等の流れ

北部九州圏パーソントリップ調査の実施に関する個人情報については、以下の流れに従ってデータ等を取り扱うものとする。



個人情報を含む調査物品の処分 (焼却・消去)

- : 氏名のわかる資料
- ★ : 住所のわかる資料
- : 生年月日のわかる資料
- ◆ : 家族構成人数のわかる資料
- ▲ : 職業、勤務先、移動等のわかる資料

7-2 場所別のセキュリティ対策

個人情報を取り扱う場所別のセキュリティ対策は、以下のとおり実施するものとする。

(1) 場所別の取り扱いデータ等

北部九州圏パーソントリップ調査に関する各種データ、記録類の取り扱い場所は下記のとおりとし、各場所に応じたセキュリティ対策を行うものとする。

なお、福岡県都市計画課が対象市町村から受領した調査対象者の個人情報について、都市計画課内にて一時保管する場合には、金庫に保管し施錠することにより管理するものとする。調査終了後、市町村に返却を要する個人情報についても同様とする。

受託者が福岡県都市計画課の代行を受けて対象市町村から調査対象者の個人情報に関する資料（閲覧転記、電子データ・紙データ・ラベル印字提供）を受領する場合には、受託者は身分を証明するものを所持し、受領後の移動では、資料は常に携帯した状態で、紛失や盗難防止に努めるものとする。

また、社内（受託者）と調査実施本部とで個人情報を移動する際には受領物（外部記録媒体や紙データ等）を手渡しで移動するものとし、電子メールは使用しない。

データ、記録类等	取り扱い場所		備考
	①社内(受託者)	②調査実施本部	
世帯抽出データ (電子データ、紙媒体)	○	○	
調査対象者名簿 (電子データ)	○	○	
調査対象者名簿 (紙媒体)	○	○	
Web回収データ	○	○	
郵送回収した調査票類 (紙媒体)	○	○	
データエントリー済み 電子データ	○	○	
調査員リスト (電子データ、紙媒体)	○	○	民生委員等の協力者
調査員名簿 (電子データ、紙媒体)	○	○	補完調査員
備考			

(2) 取り扱い場所別のセキュリティ対策

① 社内（受託者社内）

受託者の社内で行う個人情報に関するデータについては、下記のセキュリティ対策を実施する。

記録の種類別	対策方針	対策手法
電子データ	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ データの盗難、改ざん、コピー等に伴う情報漏洩を防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 世帯抽出データを含む電子データを取り扱うパソコンは、社内LAN等のネットワークから独立させ、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ 世帯抽出データを含む電子データについても、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ パスワードやユーザーIDは、情報管理責任者、社内管理者以外には秘匿する。 ⚡ データのコピーや消去は、社内管理者の立ち会いの下に実施する。 ⚡ バックアップデータについては、社内管理者が外部記録媒体の管理にあたる。 ⚡ 使用するパソコンは最新バージョンのウィルスソフトを使用し、ウィルス対策を十分に行う。 ⚡ 世帯抽出データは調査終了予定の平成30年3月末に福岡県都市計画課に返却する。また、パソコン内のデータは消去する。
紙媒体	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 世帯抽出データの盗難、紛失、持ち出し等による情報漏洩を防ぐため、点検及び管理に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 世帯抽出データは、施錠付きの金庫に保管する。 ⚡ 金庫の鍵は、社内管理者が保管する。 ⚡ 保管状況について定期的に点検を行い、記録簿を作成し管理にあたる。 ⚡ 世帯抽出データは、調査終了予定の平成30年3月末に福岡県都市計画課に返却する。

② 調査実施本部

北部九州圏パーソントリップ調査実施本部で取り扱う個人情報に関するデータについては、下記のセキュリティ対策を実施する。

記録類種別	対策方針	対策手法
電子データ	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ データの盗難、改ざん、コピー等に伴う情報漏洩を防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査対象者名簿の電子データを取り扱うパソコンは、社内LAN等のネットワークから独立させ、パスワードやユーザーID等を設定しアクセスを制限する。 ⚡ 調査対象者名簿の電子データについても、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ パスワードやユーザーIDは、情報管理責任者、実態調査情報管理推進者及び電子データ情報管理推進者以外には秘匿する。 ⚡ データのコピーや消去は、電子データ情報管理推進者の立ち会いの下に実施する。 ⚡ バックアップデータについては、電子データ情報管理推進者が外部記録媒体の管理にあたる。 ⚡ 使用するパソコンは最新バージョンのウィルスソフトを使用し、ウィルス対策を十分に行う。 ⚡ 個人情報を含む電子データは調査終了予定の平成30年3月末に消去する。
紙媒体	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 記録類（調査員名簿、調査対象者名簿、監督員名簿、回収した調査票）の紛失及び盗難防止に努める。 ⚡ 個人情報の入った重要な記録類の持ち出しや持ち込みに対して厳重な管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査実施本部内における整理、整頓を徹底する。 ⚡ 調査対象者名簿、監督員名簿、調査員名簿等は施錠付きの金庫に保管する。 ⚡ 金庫の鍵は、実態調査情報管理推進者及び電子データ情報管理推進者が保管する。 ⚡ 保管状況について定期的に点検を行い、記録簿を作成し管理にあたる。 ⚡ 調査票の調査実施本部外への持ち出し、調査実施本部内への持ち込みにあたっては、記録簿を作成し管理にあたる。 ⚡ 個人情報を含む紙媒体は調査終了予定の平成30年3月末に焼却する。 ⚡ 調査実施本部の鍵は、情報管理責任者、実態調査情報管理推進者及び電子データ情報管理推進者が所持する。 ⚡ 調査実施本部を不在にする場合には、本部の施錠を必ず確認する。

7-3 データ・記録類別のセキュリティ対策

(1) 各種データ、記録類の取り扱い者および取り扱い場所

北部九州圏パーソントリップ調査に関する各種データ、記録類のセキュリティ対策として、取り扱い者は下記のとおりとする。

記録类等	取り扱い者					備考 (主な取扱場所)
	情報 管理 責任者	実態 調査 情報 管理 推進者	電子 データ 情報 管理 推進者	監督員	調査員 ※	
①世帯抽出 データ (電子データ、 紙媒体)	○	○	○		○	社内 (受託者)
②調査対象者名簿 (電子データ)	○	○	○		○	社内 (受託者) 調査実施本部
③調査対象者名簿 (紙媒体)	○	○		○	○	調査実施本部
④Web回収 データ	○	○	○		○	調査実施本部
⑤回収した 調査票類 (紙媒体)	○	○		○	○	調査実施本部
⑥データエントリー 済み電子データ	○	○	○		○	社内 (受託者) 調査実施本部
⑦調査員リスト (電子データ、 紙媒体)	○	○	○	○	○	社内 (受託者)
⑧調査員名簿 (電子データ、 紙媒体)	○	○	○	○	○	社内 (受託者) 調査実施本部

※ここでの調査員は、名簿整理、エディティング、コーディングに伴うアルバイト等を示す。

①世帯抽出データ（電子データ、紙媒体データ）

各市町村において抽出して頂いた住民基本台帳データからの世帯抽出データについては、下記の対策を実施する。

対策種別	対策方針	対策手法
漏洩、破壊、改ざん対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 世帯抽出データの盗難、コピー等に伴う情報漏洩を防ぐ。 ⚡ 社内サーバーの不正使用を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査実施本部内で処理せず、社内（受託者）でデータ処理を行う。 ⚡ 世帯抽出データを含む電子データを取り扱うパソコンは、社内LAN等のネットワークから独立させ、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ 世帯抽出データを含む電子データについても、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ パスワードやユーザーIDは、情報管理責任者、社内管理者以外には秘匿する。 ⚡ データのコピーや消去は、社内管理者の立ち会いの下に実施する。 ⚡ バックアップデータについては、社内管理者が外部記録媒体の管理にあたる。 ⚡ 使用するパソコンは最新バージョンのウィルスソフトを使用し、ウィルス対策を十分に行う。 ⚡ 紙媒体の世帯抽出データのコピー行為を禁止する。 ⚡ 世帯抽出データの取り扱いに関して徹底した研修を行う。 ⚡ 世帯抽出データは調査終了予定の平成30年3月末に福岡県都市計画課に返却する。また、パソコン内のデータは消去する。
紛失対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 電子媒体、紙媒体データの紛失に伴う情報漏洩等が発生しないように対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 基となるデータは、社内の施錠付きの金庫に保管する。 ⚡ 金庫の鍵は、社内管理者が保管する。 ⚡ データの保管状況について定期的に点検を行い、記録簿を作成し管理にあたる。 ⚡ 借用したデータの返却は、宅急便等を利用せず、直接福岡県都市計画課の担当者に手渡しにて返却する。 ⚡ 社内を不在にする場合には、本部の施錠を必ず確認する。

②調査対象者名簿（電子データ）

郵送調査の対象者名簿（電子データ）については、下記の対策を実施する。

対策種別	対策方針	対策手法
漏洩、破壊、改ざん対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 電子データの盗難、コピー等に伴う情報漏洩を防ぐ。 ⚡ 社内サーバーの不正使用を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査対象者名簿の電子データを取り扱うパソコンは、社内LAN等のネットワークから独立させ、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ 調査対象者名簿の電子データについても、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ パスワードやユーザーIDは、情報管理責任者、実態調査情報管理推進者及び電子データ情報管理推進者以外には秘匿する。 ⚡ データのコピーや消去は、電子データ情報管理推進者の立ち会いの下に実施する。 ⚡ バックアップデータについては、電子データ情報管理推進者が外部記録媒体の管理にあたる。 ⚡ 使用するパソコンは最新バージョンのウィルスソフトを使用し、ウィルス対策を十分に行う。 ⚡ 調査対象者名簿は調査終了予定の平成30年3月末に消去する。
紛失対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 電子媒体の紛失に伴う情報漏洩等が発生しないように対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 基となる電子媒体及びバックアップデータは、施錠付きの金庫に保管する。 ⚡ 金庫の鍵は、実態調査情報管理推進者及び電子データ情報管理推進者が保管する。 ⚡ 保管状況について定期的に点検を行い、記録簿を作成し管理にあたる。 ⚡ 調査実施本部を不在にする場合には、本部の施錠を必ず確認する。 ⚡ 調査実施本部の鍵は、情報管理責任者、実態調査管理推進者及び電子データ情報管理推進者が所持する。

③調査対象者名簿（紙媒体）

郵送調査の対象者名簿（紙媒体）については、下記の対策を実施する。

対策種別	対策方針	対策手法
漏洩、破壊、改ざん対策	<ul style="list-style-type: none"> ↓ 調査員からの個人情報の漏洩を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ↓ 調査対象者名簿のコピー行為を禁止する。 ↓ 調査対象者名簿を含む個人情報の取り扱いに関して徹底した調査員研修を行う。 ↓ 調査対象者名簿の本部外への持ち出しは禁止する。 ↓ 調査対象者名簿は調査終了予定の平成30年3月末に焼却する。

④web回収データ

webで回収した調査票データの管理については、下記の対策を実施する。

対策種別	対策方針	対策手法
漏洩、破壊、改ざん対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 電子データの盗難、コピー等に伴う情報漏洩を防ぐ。 ⚡ 社内サーバーの不正使用を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ web回収データはサーバーから速やかにダウンロードを行い、サーバーから削除する。 ⚡ サーバーから移動（通信）する際にはSSLにより暗号化し、情報漏洩を防止する。 ⚡ データを取り扱うパソコンへの移動は電子媒体を使用し、通信を使用しての移動は行わない。 ⚡ Web回収データを取り扱うパソコンは、社内LAN等のネットワークから独立させ、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ Web回収データについても、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ パスワードやユーザーIDは、情報管理責任者、実態調査情報管理推進者及び電子データ情報管理推進者以外には秘匿する。 ⚡ データのコピーや消去は、電子データ情報管理推進者の立ち会いの下に実施する。 ⚡ バックアップデータについては、電子データ情報管理推進者が外部記録媒体の管理にあたる。 ⚡ 使用するパソコンは最新バージョンのウイルスソフトを使用し、ウイルス対策を十分に行う。 ⚡ Web回収データは調査終了予定の平成30年3月末に消去する。
紛失対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 電子媒体の紛失に伴う情報漏洩等が発生しないように対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ Web回収データをダウンロード後、パソコンに移動する際に使用した電子媒体は、施錠付きの金庫に保管する。 ⚡ 調査実施本部を不在にする場合には、本部の施錠を必ず確認する。 ⚡ 調査実施本部の鍵は、情報管理責任者、実態調査管理推進者及び電子データ情報管理推進者が所持する。

⑤調査票類（紙媒体）

北部九州圏パーソントリップ調査を通して回収した調査票の管理については、下記の対策を実施する。

対策種別	対策方針	対策手法
漏洩、破壊、改ざん対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査員、監督員、エディティング及びコーディング等のアルバイトからの個人情報の漏洩を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査票等の個人情報の取り扱いに関しては、徹底した研修を行う。 ⚡ 郵送回収した調査票の封入された封筒は、調査実施本部にて開封する。 ⚡ 調査票は、調査終了予定の平成30年3月末に焼却する。
紛失対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査票の紛失を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査実施本部内における整理、整頓を徹底する。 ⚡ 郵送回収した調査票は、記録簿を作成し管理にあたる。 ⚡ 調査実施本部を不在にする場合には、本部の施錠を必ず確認する。 ⚡ 調査実施本部の鍵は、情報管理責任者、実態調査管理推進者及び電子データ情報管理推進者が所持する。

⑥データエントリー済み電子データ

調査票に記載された調査結果のデータエントリー済み電子データについては下記の対策を実施する。

対策種別	対策方針	対策手法
漏洩、破壊、改ざん対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡不正使用による破壊や改ざんを防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡データを取り扱うパソコンへの移動は電子媒体を使用し、通信を使用しての移動は行わない。 ⚡データを取り扱うパソコンは、社内LAN等のネットワークから独立させ、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡データについても、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡パスワードやユーザーIDは、情報管理責任者、実態調査情報管理推進者及び電子データ情報管理推進者以外には秘匿する。 ⚡データのコピーや消去は、電子データ情報管理推進者の立ち会いの下に実施する。 ⚡バックアップデータについては、電子データ情報管理推進者が外部記録媒体の管理にあたる。 ⚡使用するパソコンは最新バージョンのウィルスソフトを使用し、ウィルス対策を十分に行う。 ⚡Web回収データは調査終了予定の平成30年3月末に消去する。
紛失対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡データエントリー済み電子データの盗難、紛失を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡SSL 認証によるデータ管理を徹底する。 ⚡調査実施本部を不在にする場合には、本部の施錠を必ず確認する。 ⚡調査実施本部の鍵は、情報管理責任者、実態調査管理推進者及び電子データ情報管理推進者が所持する。

⑦調査員リスト（電子データ又は紙媒体）

訪問配布回収活動を実施する民生委員の調査員リスト（各市町村より紹介）を入手した場合については、下記の対策を実施する。

対策種別	対策方針	対策手法
漏洩、破壊、改ざん対策	<ul style="list-style-type: none"> ↓ データの盗難、コピー等に伴う情報漏洩を防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ↓ 調査に協力できる調査員名簿を調査実施本部に移管する。 ↓ 調査員リストを含む電子データを取り扱うパソコンは、社内LAN等のネットワークから独立させ、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ↓ 調査員リストを含む電子データについても、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ↓ パスワードやユーザーIDは、情報管理責任者、社内管理者以外には秘匿する。 ↓ データのコピーや消去は、社内管理者の立ち会いの下に実施する。 ↓ バックアップデータについては、社内管理者が外部記録媒体の管理にあたる。 ↓ 使用するパソコンは最新バージョンのウィルスソフトを使用し、ウィルス対策を十分に行う。 ↓ 紙媒体の調査員リストのコピー行為を禁止する。 ↓ 調査員リストの取り扱いに関して徹底した研修を行う。 ↓ 調査員リストは調査終了予定の平成30年3月末に福岡県都市計画課に返却する。また、パソコン内のデータは消去する。
紛失対策	<ul style="list-style-type: none"> ↓ データの紛失に伴う情報漏洩等が発生しないように対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ↓ 調査員リストは、社内の施錠付きの金庫に保管する。 ↓ 金庫の鍵は社内管理者が保管する。 ↓ 借用したデータの返却は、宅急便等を利用せず、直接福岡県都市計画課の担当者に手渡しにて返却する。 ↓ 調査実施本部を不在にする場合には、本部の施錠を必ず確認する。 ↓ 調査実施本部の鍵は、情報管理責任者、実態調査管理推進者及び電子データ情報管理推進者が所持する。

⑧調査員名簿（電子データ又は紙媒体）

補完調査に伴う直接配布を実施する調査員のリストについては、下記の対策を実施する。

対策種別	対策方針	対策手法
漏洩、破壊、改ざん対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査員の個人情報の漏洩を防止する。 ⚡ 調査期間中における本部からの情報漏洩を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査員名簿等の個人情報の取り扱いに関して、徹底した監督員研修を行う。 ⚡ 調査員名簿を取り扱うパソコンは、社内LAN等のネットワークから独立させ、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ 調査員名簿のデータについても、パスワードやユーザーID等を設定し、アクセスを制限する。 ⚡ パスワードやユーザーIDは、情報管理責任者、実態調査情報管理推進者及び電子データ情報管理推進者以外には秘匿する。 ⚡ データのコピーや消去は、電子データ情報管理推進者の立ち会いの下に実施する。 ⚡ バックアップデータについては、電子データ情報管理推進者が外部記録媒体の管理にあたる。 ⚡ 使用するパソコンは最新バージョンのウィルスソフトを使用し、ウィルス対策を十分に行う。 ⚡ 調査員名簿は調査終了予定の平成30年3月末に消去する。
紛失対策	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査活動期間中における調査員名簿の紛失を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⚡ 調査実施本部内における整理、整頓を徹底する。 ⚡ 調査実施本部を不在にする場合には、本部の施錠を必ず確認する。 ⚡ 調査実施本部の鍵は、情報管理責任者、実態調査管理推進者及び電子データ情報管理推進者が所持する。

7-4 データ・記録類の最終処理

個人情報を含む調査票類は、北部九州圏パーソントリップ調査終了予定の平成30年3月末に受託者から福岡県都市計画課に返却し、福岡県都市計画課が焼却処分または市町村への返却を行うものとする。

8. 個人情報保護の関連法令

個人情報保護に関連する法令の一部を抜粋する。情報管理計画書に定められる管理者及び適用対象者は以下の関連法令を念頭に置き、これを遵守するものとする。また、調査員等に対して遵守するよう指導する。

(1) 関連法令について

関連法令等	関連する主要な条文等
統計法 平成21年 4月1日全面施行	(基本理念) 第三条 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。
個人情報の 保護に関する法律 平成29年 5月30日全面施行	(定義) 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号の何れかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 二 個人識別符号が含まれるもの 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。 一・二 (略) 5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 一～四 (略)

	<p>6～8 (略)</p> <p>9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</p> <p>一 第一項第一号に該当する個人情報当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 第一項第二号に該当する個人情報当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。</p>
<p>福岡県個人情報保護条例 平成27年 12月25日一部 改正</p>	<p>(正確性及び安全性の確保)</p> <p>第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(職員の義務)</p> <p>第7条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けた者は、当該事務の実施に当たり、安全確保の措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>

(2) 罰則規定について

関係法令等	関連する主要な条文等
<p>統計法 平成21年 4月1日全面施行</p>	<p>第七章 罰則 第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者 二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。 第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。</p>
<p>福岡県個人情報保護条例 平成27年 12月25日一部改正</p>	<p>第7章 罰則 第70条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第8条第3項若しくは第9条第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書（特定歴史公文書を含む。次条において同じ。）又は指定管理者が管理している文書（公の施設の管理業務に関するものであって、図画、写真、フィルム及び電磁的記録を含む。次条において同じ。）であって、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第71条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書又は指定管理者が管理している文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第72条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第73条 第51条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第74条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>

9. 調査実施及び調査員活動への信頼性向上方策

(1) 調査の周知に関する方策

調査の実施に関する住民への周知、円滑な調査活動を実現するため、以下の方策を実施する。

方策名	内 容	対象者
福岡県・市町村広報紙への掲載	福岡県（福岡県だより）・市町村が発行する広報を活用して住民に北部九州圏パーソントリップ調査の実施に関する周知と協力依頼を行う。	調査圏域内の住民
新聞定期広告への掲載	新聞への定期広告として「福岡県からのお知らせ」を活用して住民に北部九州圏パーソントリップ調査の実施に関する周知と協力依頼を行う。	調査圏域内の住民
テレビ・ラジオ番組での広報	福岡県の広報テレビ番組、民放ラジオ番組での福岡県からのお知らせコーナーを活用して住民に北部九州圏パーソントリップ調査の実施に関する周知と協力依頼を行う。	調査圏域内の住民
協議会ホームページの開設 自治体ホームページでの案内	インターネット上に協議会のHPを開設するとともに、県のホームページ上での案内など、北部九州圏パーソントリップ調査の必要性の周知や調査への協力依頼を行う。	インターネット利用者

(2) 調査の信頼性向上に向けた方策

調査対象者の調査に関する信頼性の向上、円滑な調査活動を実現するため、以下の方策を実施する。

方策名	内 容	具体例
調査員証明書の携帯	調査員の顔写真、県知事印を押印した調査員証明書を携帯させることによって調査員としての信頼性向上を図る。	調査員の住所、氏名の記載、写真添付 県知事印の押印
市町村広報紙の記事（コピー）の携帯	P T調査への協力に関する市町村広報の記事のコピーを調査員が携帯し、調査対象者に見せることによって調査の信頼性向上を図る。	記事を調査員が携帯
連絡先の記載	郵送調査にて送付する資料内には各種連絡先を記載するようにしており、調査の信頼性向上と円滑な調査活動に努める。	調査実施本部の連絡先の記載 HPアドレスの記載

協議会HPの開設及びHPに寄せられる意見への回答	↓ インターネット上に協議会のHPを開設して調査の信頼性向上を図るとともに、HPに寄せられる調査に関する意見に対して回答を行うことで信頼の確保に努める。	↓ 調査に関する要望等への回答
調査実施本部での電話対応	↓ 調査実施本部を開設し、調査に関する問い合わせや苦情等の電話対応を行うことによって、調査の信頼性の向上を図る。	↓ 電話による説明

(3) 調査に信頼を持ってない等の調査対象者への対応方策

前述の(1)及び(2)の方策を実施した場合においても調査に対する信頼が得られない等の場合は、以下のような方策を実施する。

不信感等の要因	対応方策
調査主体に関する不信感（公的な団体を名乗った詐欺ではないのか。）	① 調査実施本部（監督員等）が電話対応にて調査に関する説明を行い、理解を得る。 ② 福岡県又は関係市町村の都市計画部局で電話を受け付けることにより理解を得る。
調査対象として選ばれたことに対する不信感（なぜ調査対象者となったのか。）	① 調査実施本部（監督員等）が電話対応にて調査対象となった経緯等（無作為抽出）に関する説明を行い、理解を得る。 ② 福岡県又は関係市町村の都市計画部局で電話を受け付けることにより理解を得る。
調査の必要性に対する疑問（なぜこのような調査をする必要があるのか。）	① 調査実施本部（監督員等）が電話対応にて調査に関する説明を行い、理解を得る。 ② 福岡県又は関係市町村の都市計画部局で電話を受け付けることにより理解を得る。
個人情報の取り扱いに対する不信感（個人情報の漏洩に関する体制はしっかりしているのか。）	① 調査実施本部（監督員等）が電話対応にて、個人情報の漏洩防止に関する取り組みの説明を行い、理解を得る。 ② 上記によっても協力を得られない場合は、調査を強要せず、調査拒否として取り扱う。

※ 基本的には①、②の順に対応を行う。また、上記による方策においても協力が得られない場合には、強要せず拒否として取り扱う。